# 行財政プランの基本方針

厳しい財政の下、複雑化、多様化する行政需要のすべてに対応すること は容易ではなく、限られた財源を最大限有効かつ計画的に活用する健全な 行財政運営を行っていかなければなりません。

本市におきましては、平成18年度から平成22年度までを計画期間とした「伊丹市行財政運営改善計画」において、従来のやり方を抜本的に見直さない限り、政策的・投資的経費を従来の30億円から20億円に圧縮したとしても5ヵ年で120億円を超える財源不足が生じる見込みが生じていたことなどから、その着実な実施により財源不足を解消し、行財政改革の推進に取り組んできました。

今後、地域主権や地方分権の一層の推進によって行政の仕組みが「国から地方へ」、「地方から地域へ」と大きく変わろうとしている中、市民力や地域力を活かすまちづくりを一層推進し、地域自らの判断と責任において様々な諸課題に取り組んでいくことが求められています。

本市としましては、こうした状況を踏まえつつ、伊丹市総合計画(第 5 次)の掲げる将来像の実現に向け、別途策定する「伊丹市中期財政収支見通し」を通じて、国や県の動向や市民ニーズ、行政評価の結果などを踏まえながら、歳入の確保と歳出の見直しに取り組みます。

# 1 市民とともに考える

本市を取り巻く行財政の環境は依然として極めて厳しく、これまでも積極的に行財政改革の推進に取り組んできたところでありますが、人口の減少や市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。

このため、限られた財源を適時、必要とされている行政サービスに迅速かつ的確に振り向けることができるよう、財政状況の良い悪いにかかわらず、不断の見直しを行っていく必要があります。

平成22年6月22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」においては、「地域主権改革とは、日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」であり、「地域主権は、この改革の根底をなす理念として掲げているものであり、日本国憲法が定める地方自治の本旨や、国と地方の役割分担に係る補完性の原則の考え方と相まって、国民主権の内容を

豊かにする方向性を示すもの」であるとされています。

市民が主体となった地域の特性を活かしたまちづくりの実現のためには 市民も自らの判断と責任において今後の行財政のあり方を考えていくこと が求められています。

## (1)市民の権利と義務

地方自治法第10条第2項においては、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」こととされています。

これは、住民の基本的な権利と義務を規定したもので、住民ならば何人 も同じ資格で区別なく平等に住民福祉の増進を目的として行われる住民に 対する様々な利便やサービスの提供を受けることができる一方で、各種の 行政活動を行うに当たって必要とされる経費については、その団体の住民 が税金や使用料・手数料などによって負担を分かち合うことが規定されて います。

# (2)分かりやすく丁寧な財政の説明と情報公開

本市の財政状況やお金の使い道について市民が理解するためには、分かりやすく丁寧な財政状況の説明と積極的な情報公開がとても重要であります。

「どれぐらい厳しいのか」「なぜ厳しいのか」「いつまで厳しいのか」など、本市の行財政の厳しい現状と課題等を広報紙やホームページなどを活用し、わかりやすく示していきます。

また、事業の PR 用パンフレットやチラシに事業経費を記入するなどコスト意識の啓発に取り組みます。

#### (3)市民の参画と協働

本市における参画と協働に関する取り組みは、平成12年4月に施行された地方分権一括法が契機となり、平成15年10月に「伊丹市まちづくり基本条例」を施行後、「パブリックコメント制度」、「市民会議」、「ラウンドテーブル」などを整備し、市民の意見を市政に反映させる仕組みをつくってきました。

平成23年度からスタートする伊丹市総合計画(第5次)では、基本目標として「市民が主体となったまちづくりの実現」を掲げ、豊かな市民自治の実現を目指した市民生活に最も近い基礎自治体として地域の特性や課題に応じたまちづくりのために、市民、事業者など多様な主体が連携して

活動できる仕組みづくりを推進していきます。

また、新しい公共(支え合いと活気のある社会をつくるための市民、企業、行政など当事者たちの協働の場)や PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)の取り組みを積極的に進めていきます。

# 2 行政の役割と事業の実施主体

## (1)行政の役割

行政は、厳しい財政状況の下、少子高齢化や人口減少など社会構造の変化に柔軟に対応し、将来にわたって持続可能な自治体運営を維持し、市民生活に必要不可欠な公的サービスを安定的に供給していかなければなりません。

市民満足度の高い行政サービスを提供するためには、限られた経営資源を最大限有効に活用し、市民サービスを効率的効果的に実施していくことが求められています。

## (2)事業の実施主体とコスト負担のあり方

一口に行政サービスと言っても、たとえば、道路や消防、学校など市民 生活を営むうえで不可欠な基盤となるもの、美術館の入場や証明書の発行 など特定の受益者が存在するもの、下水道の使用や産業廃棄物の処理など 原因者が存在するもの、などその利益を享受する市民は多岐にわたってい ます。

また、すべての行政サービスには、必ずコストがかかっており「無料」ということではありません。行政サービスの対価として個人負担がないことは代わりに誰かが負担しているか、あるいは税金によってそのコストが賄われていることとなります。

さらに、高い行政サービスを提供するためには、相応のコストがかかり、 最終的には、市民で分かち合う負担が増えることを意味します。

### (3)世代間負担の公平性

道路や学校、文化施設などは、現在、利益を享受する市民だけが利用するのではなく、将来にわたって利用されるものです。このため、このような建設事業に要する経費は、将来、利益を享受する市民にも負担を分担してもらうことが、負担の公平性という観点からは妥当です。

一方、人件費や物件費、扶助費などの経常的な経費については、その年度で消費されるものであり、将来の市民がその便益を享受することにはな

らないため、当該年度ごとに必要な財源は、その年度の市税などによって 賄う必要があり、将来の世代に負担を転嫁しないよう行財政運営を行う必 要があります。

このため、本市が行っている行政サービスについて、「誰が」「どのような方法で」「どのぐらいの」負担を分かち合うことが妥当であるのか、などについて、事業の実施主体や費用の負担などを市民の皆様とともに考えていきます。 <図12>

<図12>

